

入札説明書等に関する質問及び回答

	該当箇所			質問内容	回答
	資料名	ページ	項目		
1	基本協定書(案)	P1	第3条第2項	第1項の設立段階で提案書所定の資本金額が満たされていれば、第2項は無意味と思われま す。「増資」ではなく「出資の履行」ではないので しょうか？	事業者提案による資本金額が、1000万円を超える場合を想定し て、第2項を設けています。また出資を履行するのは、落札者グ ループであり、事業予定者は、具体的に増資手続きを行うこと になると想定しています。
2	基本協定書(案)	P1-4		「乙の構成員」とは、入札参加グループの構成 企業のうち、事業予定者へ出資する企業と考え てよいでしょうか。	乙の構成員は、事業予定者へ出資する企業に限定されること にはなりません。入札説明書P12第211を参照してください。
3	基本協定書(案)	P2	前文	基本協定書に規定する「構成企業」には、出資 を行わない構成企業も含まれ、基本協定書の当 事者として押印が必要なのでしょうか。	基本協定書における構成企業は、落札者での構成企業と理解し てください。特別目的会社に出資はしていなくても落札者の構成 企業として特別目的会社に遵守させる事項等協定を締結してい ただく必要があります。
4	基本協定書(案)	P2	第2条第1項	「事業契約の京都市議会の議決を得て事業契 約の効力が生じるように最善の努力をする。」を 「甲は、事業契約につき京都市議会の議決を得 て事業契約の効力が生じるように最善の努力を する。」と変更していただくようお願いいたしま す。	本事業を市会の議決を得る事業とするため、契約当事者双方が 誠実に努力をする必要があるものと思慮します。
5	基本協定書(案)	P2	第3条第1項	事業予定者の本店所在地については、実施方 針に対する質問回答の161で「京都市内である ことが望ましい」とされておりますが、京都市内 にあることが必須ではないという理解でよろしい でしょうか。	御指摘のとおりですが、市としては、事業者との連絡や即時性等 の事業遂行の観点から京都市内であることが望ましいと考えてお ります。
6	基本協定書(案)	P2	第4条1項	貴市が想定している「その他一切の処分」の内 容をご教示ください。	商法の改正により、株式の処分については、非常に容易となる性 格を持ち合わせており、事業の継続性から記載しています。具体 的には、株式の賃借等が想定されます。
7	基本協定書(案)	P2	第4条第1項	金融機関などから、担保提供を要求される事 が予想されますが、かかる場合は甲は承諾して いただけるとの理解でよろしいでしょうか？	当該担保提供の必要性、合理性、相当性等を総合的に勘案し、承 諾についての判断を致します。
8	基本協定書(案)	P2	第6条第1項	事業者の落札者選定から仮契約まで、通常 の場合SPC設立だけで約1ヶ月、契約交渉を含 めれば少なくとも3ヶ月は必要です。短期間で契 約締結を図るためには締結予定日を規定するの みならず、契約交渉手続きも規定する必要があ ると考えます。「契約の相手方から書面にて問 い合わせがあった場合には2営業日以内に回答 する」「最低毎週1回の契約交渉をおこなう」「あ らかじめ質疑回答にて回答された規定は、貴市 において修正を行う」等、双方が協力して円滑 に交渉が進められる具体的な規定を加えて頂 けますでしょうか。	事業契約書の締結に向けて、契約当事者双方が協力し、協議の必 要があれば、当該協議を円滑に進めることは当然のことと思慮 いたします。そのため基本協定書において規定を設けることは考 えておりません。
9	基本協定書(案)	P2	第8条	京都市議会が得られない場合は貴市に帰責性 があります。「(事業契約締結について、京都市 議会の議決がえられない場合を含む。)」の部 分を削除して頂けますでしょうか。	市会の議決が得られるよう市としてもまた事業者も最善の努力を することが必要です。また、市会の議決が得られない場合は、諸 種の事情が複合している可能性が大きく、市、事業者いずれの責 任によるものか判断することは困難と思慮いたしますので、御要望 には沿いかねます。
10	基本協定書(案)	P3	8条	京都市議会の議決が得られないなど、市の責 めにより事業契約締結不調となった場合は、事 業者が本事業の準備に関して既に支出した費 用については、市にて負担いただけませんか でしょうか。	市会の議決が得られるよう市としてもまた事業者も最善の努力を することが必要です。また、市会の議決が得られない場合は、諸 種の事情が複合している可能性が大きく、市、事業者いずれの責 任によるものか判断することは困難と思慮いたしますので、御要望 には沿いかねます。
11	基本協定書(案)	P3	8条	入札説明書P.4「事業者募集等の日程」から 設計建設スケジュールを検討したところ、基本 協定締結後(事業契約締結前)にボーリング 調査などの事前調査実施が必要となることが 予想されます。ついては事業者に過度の負担 を与えることのないよう、事業契約締結前 に実施した準備に関して支出した費用の負 担については内容により協議(事業者に選 択の余地のない準備については市負担 など)として頂けないでしょうか。	基本協定締結後、事業契約締結前に事前調査が必要な場合、市 としても、その円滑な実施に協力することはやぶさかではありませ んが、市がその費用まで負担することは予定しておりません。事業 契約締結後の事前調査については、事業契約書第11条1項を御 参照ください。御要望には沿いかねます。

入札説明書等に関する質問及び回答

	該当箇所			質問内容	回答
	資料名	ページ	項目		
12	基本協定書(案)	P3	第6条1項	事業契約の仮契約に係る提出書類は、別途公表されるのでしょうか。また事業契約書が仮契約書として扱われると考えてよろしいでしょうか。	市と事業者は、公表している事業契約書(案)に基づいて仮契約を締結し、市会の議決を得るまでの間、この事業契約書を仮契約書として取り扱います。
13	基本協定書(案)	P3	第8条	実施方針の別紙資料1「リスク分担表(案)」の記載に基づき、以下のように変更していただきたくお願いいたします。 「市と事業者との間において、事業契約が効力を生じるに至らなかった場合には、市及び事業者が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、市及び事業者は、相互に債権債務の関係は生じないものとする。但し、議会承認が得られない等市側の事由で契約に至らなかった場合は、事業者が本事業の準備に関してそれまでに支出した費用は市側の負担とし、事業者側の事由で契約に至らなかった場合は、市が本事業の準備に関してそれまでに支出した費用は事業者側の負担とする。」	市会の議決が得られるよう市としてもまた事業者も最善の努力をすることが必要です。また、市会の議決が得られない場合は、諸種の事情が複合している可能性が大きく、市、事業者いずれの責任によるものか判断することは困難と思慮いたしますので、御要望には沿いかねます。
14	基本協定書(案)	P3	第8条	議会の議決が得られず事業契約ができなかった場合には、貴市の帰責事由によるものであり、事業者が本事業の準備に関して既に支出した費用は貴市の負担とすべきではないでしょうか。	市会の議決が得られるよう市としてもまた事業者も最善の努力をすることが必要です。また、市会の議決が得られない場合は、諸種の事情が複合している可能性が大きく、市、事業者いずれの責任によるものか判断することは困難と思慮いたしますので、御要望には沿いかねます。
15	基本協定書(案)	P3	第8条	第3条に基づき、乙が本協定の履行のために記載の期日までに事業予定者を設立し、京都市議会の議決が得られなかった場合、設立に要した費用も、乙の負担という取扱いになるのでしょうか。	御質問のとおりです。
16	基本協定書(案)	P3	第8条	事業契約締結不調の場合、本条及び入札説明書第2-15では相互に債権債務関係が生じないことが規定されていますが、入札説明書第2-12-(4)では「市は、選定事業者が事業契約を締結しない場合、違約金として落札金額の100分の5に相当する金額を請求することがあります。」とされており、矛盾があると思われそうです。整合性のある記述としてください。本項を訂正して入札説明書第2-12-(4)の規定に合わせ、違約金を発生させる場合は、市の帰責事由(議会で承認が得られない場合等を含む)により事業契約が締結できなかった場合にも、事業者が市に対して違約金として落札金額の100分の5に相当する金額を請求できる旨の規定を追加していただくよう要望いたします。	入札説明書第2-12-(4)における記載は、落札者選定後の交渉の結果、基本協定の締結も出来なかった場合に市が違約金を請求することもあり得ることを想定したものです。市と事業者とで、基本協定書を締結した後は、基本協定に従って市と事業者との間で事業契約の仮契約を締結することとなりますが、仮に契約の締結が不調になった場合でも、市及び事業者の相互に債権債務関係が生じないものとします。
17	基本協定書(案)	P3	第9条	ここでいう第三者には、本事業に融資を実行する金融機関は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	当該金融機関も含まれますが、「乙が本事業に関する資金調達を図るために合理的に必要なものとして開示する場合」は除外されます。